

2019年2月26日

京都府健康福祉部生活衛生課 御中

(連絡先)

京都市中京区烏丸通二条上る蒔絵屋町 258 番地
コープ御所南ビル 4 階
京都府生活協同組合連合会
専務理事 高取 淳
電話:075-251-1551 FAX:075-251-1555

平成 31 年度京都府食品衛生監視指導計画（案）への意見

平成 31 年度京都府食品衛生監視指導計画（案）に対して、以下の意見、要望を述べます。

(1) HACCPシステムによる衛生管理の普及推進について

HACCPによる衛生管理が2020年から制度化されることが法的に位置づけられました。特に中小・零細規模の食品加工・製造等の事業者が、HACCPシステムの対応について確実に進めていけるように、国、関連業界団体とも連携して丁寧な支援事業を行って下さい。

また、HACCPシステムについては、消費者の理解が十分に広がっているとは思われません。消費者向けの学習会等の機会を設け、理解がすすむように啓発・広報活動等を強めてほしいと考えます。

(2) リスクコミュニケーションの推進について

消費者の食の安心・安全の不安を解消する取組みのひとつとして、リスクコミュニケーションの役割が重要です。

「生産から消費まで、食品衛生に係る情報の提供や意見交換が行えるよう取り組む」とありますので一層の充実をお願いします。リスクコミュニケーションのテーマとしては、食品添加物、農薬、食中毒、健康食品、遺伝子組み換え食品、輸入食品、食品表示等について要望します。

(3) 食品のアレルギ物質に関する指導および検査の実施について

乳幼児から成人まで、特定の食物が原因でアレルギー症状を起こす人が増えています。なかには、死に至るほど重篤な症状のかたもおられます。食物アレルギーを抱える人にとっては、アレルギー物質の混入や正しく表示されているかどうかについては大きな不安があり、アレルギー表示については食品の安全性確保に関する情報として「大変重要な情報」であり、表示に係る監視指導を強めてほしいと考えます。

(4) 健康食品への対応について

保健機能食品（「特定保健用食品」「栄養機能食品」「機能性表示食品」）や「健康食品」と称される食品の摂取者が増えています。これらの「健康食品」等を医薬品のよう
に誤解している消費者も少なくありません。また、事業者が発信する宣伝、広告等の情報には、
効能効果を暗示させるものがあり、消費者がその情報を誤って理解することで、健康被害が生ずる事案も発生しています。事業者が、紙上やインターネット等を使って発信する宣伝、広告等の情報内容についての監視指導を強めてほしいと同時に、消費者団体訴訟制度を担っている適格消費者団体等との情報交換など連携した取組みについても強めてほしいと考えます。

(5) 輸入食品に関する監視指導について

日欧EPAやTPPの発効に伴い、今後さらに輸入食品が増加する可能性があります。食の安全を確保するための重要な課題として、国に対し輸入食品の安全性確保の取組みについて一層充実、強化することを要望していただくことに加え、京都府内に流通している輸入食品の収去検査も引き続き強めてほしいと考えます。

(6) 野生鳥獣食肉（ジビエ）の衛生管理について

イノシシやシカといった野生鳥獣による農林水産物等への被害が深刻化していることから、捕獲した野生鳥獣の肉を食用として活用されることが増加しています。野生鳥獣の処理については牛や豚等の家畜の処理と異なり「野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針（ガイドライン）」が策定されています。食用として安全に利用することができるように、「ガイドライン」に基づく衛生管理上の監視、指導、点検を強めてほしいと考えます。

(7) その他

京都府と京都市とが緊密に連携をし、共に成果をだされることを期待します。